

清瀬市のコミュニティ・スクール

令和7年4月 清瀬市教育委員会

コミュニティ・スクールとは

学校と地域が力を合わせることによって、互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に地域の子どもたちの成長を支えていく仕組みです。

コミュニティ・スクールには、「学校運営協議会」を設置し、教育委員会から任命された保護者や地域の方々が一定の権限と責任をもって学校運営に参画します。

※令和6年5月1日現在、全国で20,153校（全国の学校のうち、58.7%）がコミュニティ・スクールを導入しています。



清瀬市のコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み



学校運営協議会の主な役割

役割1

校長が作成する学校運営の基本方針を承認します。
学校の重点目標や年間の学校行事計画などの基本方針について、校長の説明を受け、承認します。

役割2

学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができます。
例えば…
・あいさつの指導に力を入れてほしい。
・もっと地域に協力を求めている。 など

役割3

教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができます。
例えば、「若手教職員の人材育成のために、学年主任ができるリーダー性を持った教員が必要」などの意見を述べるができます。

学校支援本部について

清瀬市では、市立小中学校全校に「学校支援本部」を設置しています。学校支援本部は、地域の方たちと一緒に、学校が必要とする教育活動などを支援するために設置された組織です。

「地域コーディネーター」が中心となり、体験授業の講師、授業補助、学校行事の運営支援、校内環境整備など各種活動に協力していただけるボランティアを発掘し、支援したい人と学校のニーズをマッチングさせ、様々な活動に取り組んでいます。実際に、これまでも多くの地域住民・地域団体・保護者・学生の方々にご協力をいただいています。

このような経緯から、「地域コーディネーター」の方々には、ぜひ、各学校の学校運営協議会委員の一員となってご協力をいただきたくお願いいたします。



清瀬市の目指す姿

本市では、「社会総がかりで子供を育む」の理念を掲げ、地域との協働に取り組んできました。

地域と学校とが協働する仕組みを作ることで、子供たちの生きる力を一層育むとともに、学校支援をきっかけに地域の方々がともにつながり支え合う、学校を核としたコミュニティの構築を目指します。

【これまでのあゆみ】

- ・令和4年度 清瀬第六小学校が研究実践校となり導入
- ・令和5年度 清瀬第七小学校が研究実践校となり導入
- ・令和6年度 清瀬小学校、清瀬第三小学校、清瀬第十小学校
清瀬第二中学校、清瀬第五中学校が導入
- ・令和7年度 芝山小学校、清瀬第四小学校、清瀬第八小学校
清明小学校、清瀬中学校、清瀬第三中学校
清瀬第四中学校が導入
市内小・中学校全校がコミュニティ・スクールとなる

コミュニティ・スクール Q&A Vol. 2

Q1 コミュニティ・スクール（以降「CS」と記載）の目的は何か。

A1 これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域がパートナーとして相互に連携・協働し、社会総掛かりでの教育の実現を図ることが目的となります。

Q2 清瀬市としてのCS設置の目標（ゴールイメージ）は何か。

A2 清瀬市教育総合計画マスタープラン「方向性16：地域の力を学校に生かす仕組みづくりの推進」には、「学校を取り巻く環境は著しく変化しており、学校における教育活動への地域ボランティアの支援はますます重要となります。それらの支援が学校のニーズに合致するような仕組みをつくり、学校への支援を活性化させることで、学校を核にした地域コミュニティの構築を目指します。」と示しており、この実現がゴールイメージとなります。

Q3 CSは現在全国、東京都、多摩26市で、それぞれどの程度設置されているのか。

A3 令和4年5月1日現在、全国では15,221校（42.9%）、東京都では718校（54.0%）、多摩26市では355校が導入しています。

Q4 CSの中核をなす学校運営協議会（以降「学運協」と記載）とはどのような目的を持つ組織か。

A4 学運協は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、清瀬市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援や協力を促進することにより、保護者及び地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域と共にある学校づくりを実現することを目的としています。

Q5 会議は年間何回開かれるのか？ 会議は誰が主宰して誰が進行するのか。

A5 回数は限定していませんが、本市の先進校では、概ね年間5回程度を実施しています。協議会は、会長が招集し、議事を掌ることとなっています。

Q6 委員の立場、職務上の身分、報酬、人数、任期はどのようなものか。誰が推薦し、誰が任命するのか。複数校の兼務は可能か。守秘義務などは課せられるのか。

A6 協議会の委員は10名以内とし、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦に基づき教育委員会が任命します。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、教育委員会が適当と認める者

委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に定める非常勤の特別職となります。また、委員の報酬は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月1日条例第19号）別表の規定によりお支払いします。なお、教職員が勤務中に会議に参加する場合等の理由により、報酬を辞退する方には、報酬辞退届をご提出いただくこととなります。

複数校を兼務することも可能です。

委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。なお、その職を退いた後も同様とするとされています。

Q7 学運協と校長とは、同じ学校経営を担う水平関係にあると認識しているが、学運協における校長はどのような立場にあるのか。

A7 学運協委員は「非常勤特別職の地方公務員」として一定の権限を有し、学校と対等な立場で協議を行うことができるとしており、校長に対しても意見を述べるすることができます。なお、校長自身が学運協委員となることも可能であり、同じ立場で学校運営を考え合う関係といえます。

Q8 学運協には権限も与えられる代わりに責任も生ずると考えるが、CSの最終的な責任者は誰か。

A8 学運協の設置及び当該委員の任命は、教育委員会が行うものであり、CSの最終的な責任は教育委員会にあります。

Q17 子供・教職員・保護者・地域にとってのメリットと魅力について、伺いたい。

A17 「コミュニティ・スクールのつくり方」（文部科学省 令和2年10月）には、以下のような魅力が示されています。

【子供にとっての魅力】

- ・子供たちの学びや体験活動が充実します。
- ・自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- ・地域の担い手としての自覚が高まります。
- ・防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。

【教職員にとっての魅力】

- ・地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が可能となります。
- ・地域人材を活用した教育活動が充実します。
- ・地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。

【保護者にとっての魅力】

- ・学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれます。
- ・地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- ・保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。

【地域の方々にとっての魅力】

- ・経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- ・学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- ・学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。
- ・地域の防犯・防災体制等の構築ができます。

Q18 清瀬市教育委員会では、どのような伴走支援を行う予定なのか。

A18 清瀬市教育委員会では、CSの導入に向けて、これまでも説明資料の作成や研修会の実施等を行ってきました。今後も先進地区の好事例を提供したり、市内導入校の成果や課題を共有できるような機会を設けたり等の支援を計画的に実施してまいります。

Q19 校長が新しい学校に赴任した際、校長自身の理念や重視する視点と学校運営協議会の方針とが異なることもあると思うが、校長のモチベーションを下げることにならないか。

A19 学校運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本方針に意見を述べることであるため、新たに赴任した校長の方針に対して意見が出されることも想定できます。そのような場合、校長は自身の考えが十分に理解されるよう説明を尽くすことが重要になります。また、その過程で学校運営協議会と意見を交わすことは、よりよい学校運営の検討にもなるため、校長のモチベーションの低下にはならないと捉えています。

Q20 CSの会議場所や資料保管の場、PC類等の整備はどうしたらよいのか。

A20 CSで会議を行う際の場や資料保管の場、また、PCを含む必要な事務用品等について、各校の実態に応じた対応をお願いしているところです。

先進地区でも空き教室の状況やPCの整備状況に応じて様々な対応がなされておりますが、一例としては、時間によって場や物をシェアして活用することなどが考えられると思います。

Q17 から Q20 を新規で追加しました。

Vol.1 に掲載していた Q9 から Q16 までをご覧になりたい場合は、以下のQRコードからWEBサイトに掲載している情報をご確認ください。

Q&Aの内容は、今後も随時更新していきます。



CS Q&A



清瀬市教育委員会